甲賀市立柏木小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日 **甲賀市立柏木小学校**

目 次

1.	はじめに	1	-
2.	いじめの定義	1	-
3.	いじめの禁止	- 2	-
4.	いじめ防止等のための組織	- 2	-
(◎ いじめ防止委員会	- 2	-
5.	学校全体としての取組	- 2	-
Ä	学校の基本姿勢	2	-
	(1) いじめ防止のための取り組み	2	-
	(2) いじめの早期発見	3	-
	(3) いじめへの対処	3	-
	(4) 家庭及び地域との連携	3	-
	《家庭》	- 3	-
	《地域》	- 4	-
	(5) 関係機関との連携	4	-
6.	重大事態への対処	- 4	
	(1) 重大事態の意味について	- 4	-
	(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	4	-
7.	基本方針の見直し	- 5	-
8.	いじめ防止等に向けての年間計画	5	-
	本校のストップいじめアクションプラン	- 7	_

甲賀市立柏木小学校 いじめ防止基本方針

令和5年(2023年)4月1日 改訂 甲賀市立柏木小学校 学校長

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針(以下「学校の基本方針」という)を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができることを目的に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの 防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であ ることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なこと を無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 6 けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景に ある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、安易にいじめに該当しないのではな いかという先入観を排し、指導にあたるものとする。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、 すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらず関係改善を図れた場合等、学校は「いじめ」と いう言葉を使わず指導するなどの柔軟な対応が必要となることもある。そのときも、法が定 義するいじめには該当するため、いじめ事案として組織的対応をする必要がある。

3.いじめの禁止

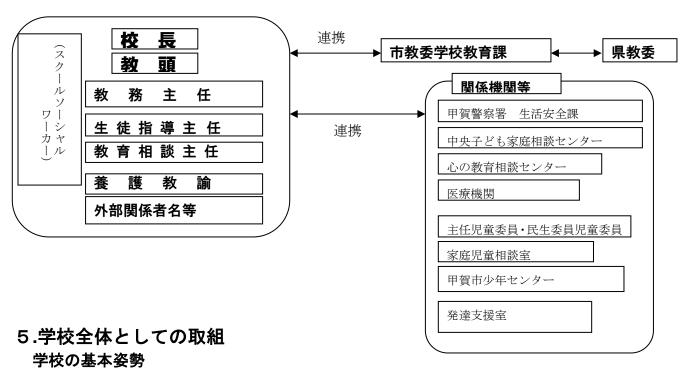
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているの を周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談を しなければならない。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処)のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ いじめ防止・対策委員会



校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていくことを第一に考える。また、いじめが起こりにくい学校・学級づくりのために、児童の居場所づくり・児童相互の絆づくりを進める具体的な取組を行う。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに、多様性を尊重する心情を養うため、道徳教育、 人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己肯定感がもてる取組を進めるとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論し、いじめを許さない学校風土を作り出す主体的な活動を支援する。
- ③ いじめにかかる教職員の資質向上の取組を行う。
- ④ いじめの現状や防止の重要性等を地域や保護者に広報・啓発する。
- ⑤ パソコンやスマートフォン等を利用したインターネット上のいじめは、重大な人権侵害に 当たり、被害者に深刻な傷を与えかねず、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償 請求の対象になり得る行為であることを児童に理解させる取組を進める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 児童一人ひとりと積極的なかかわりを持つ。
- ④ 児童の生活実態の把握に努める。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合及びいじめが疑われる場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

※「いじめられている児童を絶対に守りきる」ことを職員で再確認し

- ① 学校としての組織的対応をする。(いじめ対策委員会の開催)
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- ※いじめが解消した状態・・・単に謝罪をもって安易に解消したとせず、少なくとも次の2つの 要件が満たされた状態をさす。
 - ①いじめが止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安)継続していること
 - ②心身の苦痛を感じていないかどうかを本人及び保護者に面談等により確認できていること

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と 地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信を行い、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう・早期発見チェックリスト」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議委員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを 進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進 め、ときには協力を仰ぐ。

また、年2回行う民生委員児童委員等関係者会議や、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、 地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めて もらう。

- ① 学校評議委員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、等)と外部専門家とも適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などである。
- ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会 が調査等にあたる。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部 科学省)」に従って適切に対応するものとする。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- 誰から行われたか
- どのような態様だったのか
- •いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- 学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。 この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図 るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、事案解決を図り、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和5年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立柏木小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4	■学級開き□生徒指導体制、いじめ防止体制の確認○分団児童会	△PTA総会 ◆スクールガードさんとの出会いの会
月	□障がい児理解教育	
5	●児童アンケート ■教育相談週間	◇民生委員児童委員等関係者会議 ◇学校運営協議会
月	●全校挨拶運動(代表委員会)	
6		▲PTA親子人権学習会
月		
7	□道徳授業参観 ○非行いじめ防止教室	◇学校運営協議会 △PTA期末集会
月	○分団児童会	◇かしわぎわいわい教室
8	○PTA環境整備作業	◇かしわぎわいわい教室
月		
9		△PTA環境整備作業
月		

10	● こころにっこりアンケート(いじめ) ■ 教育相談週間	
月	○運動会色別応援	
11		
月		
12	●人権週間の取組○人権集会	◇学校運営協議会 ◇かしわぎわいわい教室
月	○分団児童会	
1	●いじめ根絶運動(代表委員会)	
月		
2	□教育相談週間	◆スクールガードさんへの感謝の手紙 ◇民生委員児童委員等関係者会議
月		◇学校運営協議会
3	○分団児童会■いじめ防止対策委員会(総括)	
月		
年	○色別遊び(毎月1回) ○仲間づくりタイム(毎月1回)	◇スクールガードさんとの連携 △PTA実行委員会
間	□二部会(毎月1回) □こころにっこり人権の日(毎月1回)	
を	□いじめ防止対策委員会(毎月1回) □生活目標への取り組みとふり返り(毎月)	
通	□お話タイム(毎月1回)	
U		
τ		

□:教職員の取組や活動 ○:児童の取組や活動 △:PTAの取組や活動 ◇:地域の取組や活動 (特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

わが校のストップいじめアクションプラン ~いじめの未然防止、早期発見・早期対応~

甲賀市立柏木小学校

目指す学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校



子どものアクション

〇いじめのない明るく楽しい学校・学級 づくりを進める

- 「あいさつの響き合う学校」
- ・各学クラスで「安心安全ルール」づくり
- ・「仲間づくりタイム」の実施

〇児童会によるいじめ根絶運動を推進する

- ・標語やポスターの募集
- 集会でのよびかけや劇
- •キャラクターの作成



家庭や地域と連携したアクション

- ・5月、2月に民生委員児童委員等関係者懇談会を持ち、いじめ問題への 取り組みに関して協議
- ・保護者・学校関係者に「子どもたちの SOS をキャッチしよう・早期発見 チェックリスト」を配布し、子ども を見守る週間の取り組み



教職員のアクション

○「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める。

- ・「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す」ことを宣言する。
- ・児童や保護者の思いや気持ちを十分理解するための研修を積み上げる。
- ・「わかる」「できる」を実感できる授業、魅力ある授業づくりに努め、授業を通じて「自己存在感」「共感的 人間関係」「自己決定力」を培う。

○ 子どもの SOS を見逃さない(早期発見)

- ・毎学期教育相談週間を持ち、児童一人ひとりと教育相談を行う。
- ・些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等において児童とのふれあい、信頼関係 の構築に努める。
- ・教育相談については、相談する先生を選べたり、時間や場所の工夫をしたりするなど子どもの目線に立って充実を図る。
- ・日々の児童の様子を多面的に観察し、情報交換と共通理解を行う。

〇 いじめがあることを前提に主体的にいじめを掘り起こす

- •「いじめの疑いがある事案」に組織的に取り組む。
- ・いじめが見過ごされないよう、児童へのアンケートを学期ごとに1回は実施する。

現状(課題)

- ・ 単学級の学年が多いため児童の人間関係が固定化しやすく、学年が進むにつれ児童同士の関係に 緊張感が生まれストレスを抱える児童がいる。
- ・ 常に教職員の感性を磨き続ける必要がある。
- ・ 家庭に課題を持つ児童も多く、情緒や行動が不安定になる児童も多い。

